解

家州に学ぶPPP事

発注ノウハウ蓄積への課題

が官民双方にとって重要となる。 にPFー事業を円滑に推進するには、 日本国内では、 **ノPFー事業について、国が音頭を取りながら積極的な取り組みを展開している。一方で、特** 公共施設等の建設、 発注者側として行政組織内においてノウハウを蓄積していること 維持管理、運営等を行政と民間が対等な立場で連携して推進する

側もより複雑な事業に対応できるようになり、ビジネスチャンスの拡大につながるのではないだろうか。 造的な限界が存在している。今後、 コントロールや事業推進時の組織体制・情報取り扱い等における一貫性が弱く、ノウハウの蓄積には構 P P P ノPFーの先進国であるオーストラリアと比べた場合、日本では案件組成に対する政策的な 構造的な制約から一歩踏み出した取り組みを進められれば、 発注者

PPP/PFー推進の大号令

手法への注目は高まり、地方公共団 する規制・制度改革」として「PPP 2016」では「生産性革命を実現 が生まれつつある。「日本再興戦略 体においてもその推進に向けた機運 事業規模を問わずPPP/PFI 国の戦略的位置付けにより

づき、人口20万人以上の地方公共団 体に対しては、 優先的に検討するための指針」に基 「多様なPPP / PFI手法導入を 組みの強化が打ち出されている。ま ており、その推進に向けた各種取り 資産の民間開放拡大」が盛り込まれ た、15年度に内閣府から発出された 、PFI等による公的サービス・ 公共施設等の整備や

設整備事業(運営等のみを行うもの 年度の事業費が1億円以上の公共施 たは改修を含むもの)、あるいは の公共施設整備事業(建設、 指針では、事業費総額が10億円以上 までに定めることが要請された。 組み(優先的検討規程)を16年度末 どうかを優先的に検討するための仕 運営等において同手法を導入するか 、製造ま 同 単

> 研究員研究開発部(名古屋)兼 官民協働室研究開発部(名古屋) 兼 官民協働室 安田篤史

副主任研究員研究開発第1部(大阪)兼 官民協働室研究開発第1部(大阪)兼 官民協働室 清谷康平

められつつある。 本方針に関する理解が発注者側で深 の推進に向けては、大枠としての基 を設けている。このように、 PFI事業の導入検討に関する基準 を優先的検討対象とし、PPP 同事業

発生する懸念がある。こうした場合 魅力が低下し事業参入がない事態も が限定される可能性が高く、事業 場合、民間事業者が提案を行う余地 が、民間活力を最大限生かすことの 事業者を公募することが通常である 実施する際には、 特に、PFI手法を採用して事業を 効果的に引き出せない可能性が高い が乏しければ、民間活力を十分かつ としても、発注者側である行政にお できない事業スキームとなっていた いて事業を推進・実行するノウハウ しかし、実際に事業を推進しよう 担い手となる民間

には、 とになりかねない。 ための時間と費用をさらに費やすこ 再公募を余儀なくされ、その

較しながら、日本で今後一層推進す 進国である豪州とわが国の状況を比 PFI事業の発注構造について、 る上での課題と取り得る方策につい そこで、 本稿で はPPP 先

ウを蓄積するための在り方を探るこ 確認することで、 推進に係る日豪のプロセスの違いを ①案件組成に関する政策的なコント 側におけるノウハウの蓄積に着目し、 点は多岐にわたるが、 ととする。 ロール②事業を推進する際の組織体 PPP/PFI の2点について考えたい。事業 発注者側でノウハ の推進に係る論 今回は発注者

るが、両者は同じものを指す。 「PFI事業」という用語を使用す は「PPP事業」、日本に関しては なお、 本稿において豪州に関して

案件組成へのコントロール

注者側でどのような関与がなされて 案件組成段階において、発

いるかを見てみたい。 豪州では、連邦政府によって設置

> ことになる。 ものがPPP事業として実施される 諸検討の結果を踏まえて適性のある 計画に記載されている事業のうち、 上させることに貢献している。 となり、インフラ別の投資効率を向 ロジェクトの「優先順位」が明らか の投資計画により、 ジェクトの優先度を定めている。 条件を考慮しながら投資すべきプロ 的に重要なプロジェクトに関するイ 下、IA)」という独立機関が国家 された「Infrastructure Australia (以 Infrastructure Plan) を策定し、 フラ投資計 地域を越えたプ 画 (Australian 投資 ے 諸

豪州のPPP事業の規模ははるかに としての意味合いこそ異なるものの、 以上で検討対象)と比べると、基準 先的検討規程」(事業費総額10億円 あるとしている。先述の日本の「優 を超える事業はPPPの導入適性が 事業費総額が1億豪ド 施される。このガイドラインでは、 大きいことが分かる。 しているガイドラインに基づいて実 豪州のPPP事業は、 I (約82億円) Aが制定

注主体の数は首都特別地域や北部準 主体となり、海外領土を除けば、 豪州の場合、 実務的には州が発注 · 発

る機関は内閣府となる。内閣府では、

PPP事業が継続的に発注されるこ る。 据えながらの判断が必要とされてい ため、他州のプロジェクト動向も見 業が複雑化する場合、プレーヤーと をコントロールしている。また、 とを対外的にくみ取ってもらうため に違いがあるが、 の導入実績や取り組み姿勢は州ごと 実施している所もある。PPP事業 補足するもの)を用いながら事業を なお、州の中には独自に設定したガ 州を含めても9団体と限定的である。 なる民間事業者の数も限定的となる にならないよう発注の量および時期 発注件数を調整し、事業が年間0 マーケットの状況を見ながら年間の イドライン(IAのガイドラインを ある州では、 事 本

の環境が整っていると考えられる。 いと言え、個別具体的な事案につい そのものが統制されている状態に近 スが調整されている。各案件の発注 組成段階からすべての案件のバラン が、豪州では基本的にプロジェクト がら予算との調整を経る必要がある て最適解と最適時期を見いだすため 日 実際の発注に当たっては、 一本の場合、 豪州のIAに相当す 当然な

> 業の促進に対しては積極的な活動が ている。 広い後方支援が中心的な任務となっ 識・理解醸成と事業促進に向けた幅 けまでは実施しておらず、 は個別案件の進捗管理や優先順位付 展開されている。一方で、内閣府で くなっていることもあり、 の導入が議論の俎上に載せられやす 討規程」に関する一連の要請により している。特に、 事業化に向けたサポート活動を実施 先進的なモデル事業の支援を含め 大規模な自治体を中心にPFI手法 (事例集、ガイドライン等)を提供し FI事業に関する各種支援ツール 先述の「優先的検 PFI事 事業の意

日現在)。また、近年のコンセッシ 占めている状況である(16年3月31 全体の8割近くを地方公共団体等が 業は累計527件中413件であり 地方公共団体等が事業主体となる事 事業の実施方針の公表件数で見ると ただ、内閣府が公表しているPFI 公共法人含む)にも発注実績がある か独立行政法人、特殊法人その他の でいずれの階層の行政機関 なることが可能であり、国から村ま 府県・市町村のすべてが発注主体と 日本のPFI事業では、 玉 (このほ 都道

原則として設けられていない。 をコントロールするという仕組みは 実施することになるため、 規模は豪州よりも明らかに小規模で 向を考慮しても、 な立場の外部機関が当該団体の発注 注是非の判断も各主体が事業ごとに (公共施設等運営権) 当然、 事業化の検討および発 日本の事業の案件 第三者的 事業の 動

向けてのノウハウは部局的・地域 えられるため、 見れば一定の案件数が存在すると考 行政機関から発注され、 のノウハウが蓄積しにくくなってい ことは極めてまれであり、 局において事業が何度も推進される に散在してしまっていると言える。 として発注件数が少ない中、 で取りまとめられる。 が多岐にわたる事業では、 PFI事業は基本的に所管部局 から発注される事業の件数が少 方で、 かつ仮に発注があったとして 日本では同 類似する事業は多数 PFI事業の実施に 一組織 このため、 地域単位で 発注者側 (県、 大前提 特定部 分 市

る。

向け

ウの共有に向けた取り組みが組織

契約の履行に必要な情報やノウハ

的になされている。

デ業推進時の組織体制

体制について見る 発注が決定した案件 の組 織

> 制 模 推 7 な で れ 0 わ タントは商業、 ŀ 工 ば総勢100人を超えるような体 クトチームを組織して発注事業を のコンサルタントから成るプロジ Ď, はなく公募された「プロジェ が組まれることもある。 ような大規模なプロジェクト たり、特に有料道路の整備・運営 は事業により異なるが、コンサル 進する。 ディレクター」が案件統括者と 行政およびアドバイザーとし のPPP事業では、 プロジェクトチームの規 法務、 技術等多岐に 行政 -であ 職員 ク

> > 1

時 クトチームは事業契約が締結された による審査が実施される。 審 貫 前 注準備を行ったプロジェクトチーム 委員長を務めた上で、事業立案・発 プロジェクト・ディレクターが審査 1 重要業績評価指標 選任される。コントラクト・ディ 「コントラクト・ディレクター」 クターは、特別目的会社 して携わることが特徴的である。 検討から事業者評価まで事業に一 査委員会が設けられ、 事業契約締結後は、 点で解散となるが、 事業者を選定する際にはい ディレクターを中心として、 K P I 契約実務を担 プロジェク 当該事業の S P C プロジェ わ や契 ゆる 事

> 契約の履行に対するチェックにお で交代する可能性もあるため、 なお、コントラクト・ディレクタ 約に付随するすべての業務を行 するほか、リファイナンス等の契 約書の履行状況等をモニタリング たフォーラムや、 ることになっているが、 トラクト・ディレクターが置かれ いて重要な役割を果たしている。 ントラクト・ディレクターを集め が引き続き選任されることが多 にはプロジェクト・ディレクタ これらは州単位で実施され、 また、 研修が定期的に開催され 事業期間中は常にコン 行政側の担当者 任期途中 てい コ

67

等の一貫性を重視した組織体制 うためにも、 故に、 貫して高い専門性やノウハウ・ 交渉力が強く求められる。 PPPの対象になり得るという特徴 大きく、 を有する複数の民間事業者と渡り合 発注前から契約締結後に至るまで一 先述の通り、豪州では案件規模 企画段階から事業の理解度や 複雑化した案件のみ 事業方針や内容、 その結果 経験 が が が

〈図表〉日豪におけるPFI事業の推進体制(イメー -ジ)

日本 る。 という構成になるが、 築されていると考えられ プロジェクトチ プロジェクトチ・ 日本の場合、 <案件統括者> プロジェクト・ディレクタ-(公募) 案件内容にもよるが、 <案件統括者> 発注段階 アドバイザー アドバイザー 行政職員 行政職員 (コンサルタント) (コンサルタント) プロジェクトチー 審査委員会 審査の実施 審査委員 審査段階 審査の実施 審査結果の報告 審査結果の報告 決定権者 決定権者 (出所)各種情報より筆者作成

件の統括者はあくまで行政職員であ に おける頻繁な人事異動はPFI L 本のPFI事業ではプロジェクト お いと推測される。 基本的に行政職員とアドバイザー ムの人員が数十人に上る案件は いても例外ではなく、 また、 豪州と違い案 発注 行政 現在の日 傾に 事業 チ 珍 4

ように確保するかが課題となる。における各種情報等の一貫性をどのではないため、プロジェクトチーム定を待たずに異動となる場合もゼロの中核をなしていた職員が事業者選

限られるため、投入時間だけで考え 業に対して投入できる時間は自ずと して有意義な知見が提供されている。 員が持つ専門性を生かし、事業に対 野の専門家によって構成され、各委 的に独立していることである。 たとしても審査に制約が発生してし の審査委員会は学識者を筆頭に各分 定的な役割を持つ審査委員会が組織 エクトチームと、 織体制について豪州と根本的に違う 一方で、 さらに、プロジェクト推進上の組 事業の発注準備を行うプロジ 本業を別に持つ審査委員が事 プロジェクトチームと比べ 応募者の評価に決 日本

事実である。しかし、発注プロセス
変な役割があり、委員会の存在が審
変な役割があり、委員会の存在が審
変なでであるととも
で、プロジェクトチーム(行政側)
に、プロジェクトチーム(行政側)
に、プロジェクトチーム(行政側)
を審査委員が意見交換をしながら、
を審査委員が意見交換をしながら、
ながら、
を審査が進められることが多いことも
ないのでは、
ないのでは、

定できない。 全体を見渡したプロジェクトマネジ なかりのではいる可能性も否 がプロジェクトマネジ がプロジェクトチームと審査委員会

る。 また、事業担当な研修を制度化している行政機関はな研修を制度化している行政機関は を研修を制度化している行政機関は を研修を制度化している行政機関は を開始を の定期的

期待される方策と今後の展開

がある。 ボある。 東があり、案件推進に非効率な面限界があり、案件推進体制上で構造的な に関するノウハウを蓄積するには案 に関するノウハウを蓄積するには案 に関すると日

寧に洗い直し、地域固有の事情と最 を発注準備に時間を要することが多 も発注準備に時間を要することが多 も発注準備に時間を要することが多 も発注準備に時間を要することが多 を発注準備に時間を要することが多 をとていることにより類似他事例 不足していることにより類似他事例 不足していることにより類似他事例 で上で、過去の経験や改善事項を丁 た上で、過去の経験や改善事項を丁

進することが重要と考える。事業推進上必須である。そのために事業推進上必須である。そのために事業推進上必須である。そのために

として挙げられる。 機構九州に設立された九州PPPセ 方がノウハウを蓄積する上で効率的 の行政機関によって実務を共有した PFI事業を推進するよりも、 ことを考えると、 り組みが考えられる。また、一つの ら発注時期を調整し合うといった取 の情報共有の仕組みが解決策の一つ ンターが取り組むような地域単位で であろう。そのためには、産学連携 行政機関における発注件数が少ない は発注主体が互いにチェックしなが でプロジェクトリストを取りまとめ に難しいため、 な優先順位付けを行うことは現実的 大規模かつ類似施設の事業に関して まず案件組成に関しては、 例えば都道府県単位 地方自治体単独で 全国 複数 的

専門家がプロジェクトチームを統率とは非常に困難である。また、外部と審査委員会を完全に一体とすることを査査の目本の日本の政策決定の在りいて、現在の日本の政策決定の在りいて、現在の日本の政策決定の在り

場から委員としての意見を積極的に 事業に深く関与している実務的な立 考えられる。 らいだろう。 だろうか。 より一層深めることが可能ではない 展開と当事者意識に基づいて検討を いた意見交換よりも、 エ の場合、今までの審査委員とプロジ 述べるという形式が想定される。 チームの1人が審査委員を兼務し、 としての立場にあったプロジェクト を確保しやすい体制を構築できると 能な形で、 させるという方法であれば、 チームと審査委員会の一部を共通化 する形も、 クトチーム 現在の運用上は採用しづ 発注準備における一貫性 しかし、 例えば、 (事務局) でなされて 従来は事務局 プロジェクト 積極的な議論 実現可 そ

このような取り組みにより、発注者側でノウハウの蓄積が進めば、発注者の意向を十分にくみ取った上で注者の意向を十分にくみ取った上で民間事業者の意欲・ノウハウを最大民間事業者の意欲・ノウハウを最大大に向けては、より高度な事業スキ大に向けては、より高度な事業スキームの構築も目指されるようになるだろう。

が問われつつあるのではないだろう 注者側でどのようにノウハウを蓄積 じめとして転換期を迎える中で、発 経過し、コンセッションの導入をは PFI事業も制度創設から20年近く の長さこそ異なるものの、 らPPPを進めてきた豪州とは歴史 及したことである。 されてきた」と皆が口をそろえて言 敗を経験しながら仕組みとして洗練 れたのは「豪州のPPP事業は、失 職員の話を聞く中で印象的と感じら 筆者が豪州のPPPに携わる現地 実際の事業展開に反映できるか 1980年代か 日本の

(筆者紹介)

安田篤史(やすだ・あつし) 東**安田篤史(やすだ・あつし)** 東

清谷康平(きよたに・こうへい)

支援等に従事。 ローチ&コンサルティング入社。 ローチ&コンサルティング入社。 フリーンを開の調査業務や フリーのでは、三菱UFJリサーでである。 フリーのでは、三菱UFJリサーでである。